

露店等の防火対策

多数の者が集まる催しにおいて、対象火気器具等を使用する場合は消火器の準備が必要です。また、対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合には、消防署へ届出が必要です。

「多数の者が集合する催し」とは？

一時的に一定の場所に人が集合することにより、混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しです。

(近親者によるバーベキュー、PTA 役員のみが参加する催しなど、相互に面識がある者が参加する催しや、名簿等で参加者が特定できる催しは対象外です。)

露店等とは？

祭礼、縁日等における露店、屋台、学園祭や各種団体等の模擬店、移動店舗その他、これらに類するものを指します。

これらに類するものとは、物品の販売のほか、炊き出し、広報チラシの配布ブースなどの無料で提供するものや、展示のための陳列、見世物、体験ブースも含まれます。

対象火気器具とは？

①気体燃料を使用する器具（LP ガス [プロパンガス]、カセットガス等）

例：移動式ストーブ、調理用器具、携帯発電機、カセットコンロ 等

②液体燃料を使用する器具（ガソリン、軽油等）

例：移動式ストーブ、調理用器具、携帯発電機 等

③固体燃料を使用する器具（木炭、まき、練炭等）

例：七輪、焼き鳥器、BBQ コンロ、火鉢 等

④電気を熱源とする器具

例：電気ストーブ、電気コンロ、IH 調理器、ホットプレート、電気オーブントースター、電子レンジ 等

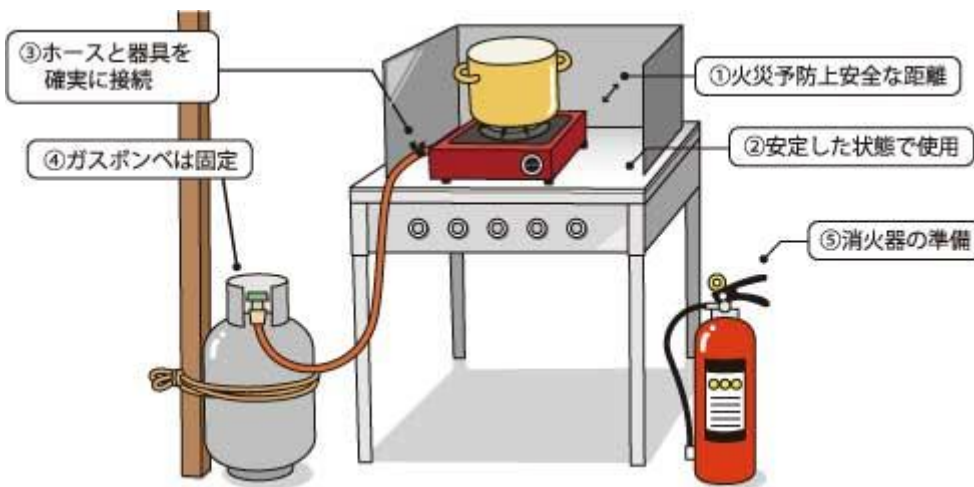
電気式フライヤー、電気たこ焼き器、綿菓子器、ポップコーン器、クレープ焼き器 等

※火気器具の中でも、器具の表面に可燃物が触れた場合に発火する恐れのない器具であれば、消火器の設置が不要となります。

例：電気ポット、コーヒーメーカー、電気炊飯ジャー、タオル蒸し器、冷蔵庫、肉まん保温器、電気あんか、電気毛布 等

(ただし、これらの器具の電源として携帯発電機を使用する際は、消火器設置義務の対象となりますのでご注意ください。)

露店等を開設する際の注意点



・消火器の準備

コンロやホットプレート、携帯発電機などの対象火気器具等を使用する場合は、消火器の準備が必要です。消火器は業務用消火器を使用してください。

※住宅用消火器やエアゾール式簡易消火器具は不可

・可燃物と安全な距離をとりましょう

対象火気器具は、可燃性の物品から火災予防上安全な距離をとる必要があります。

例：ガスコンロ→15cm 等

・ガスボンベは固定しましょう

ボンベは、熱を受ける場所や直射日光の当たる場所には置かないようにしましょう。

また、転倒しないように必ず固定しておきましょう。

指定催しとなった場合は？

消防長が指定した『指定催し』の主催者は、防火担当者を定め、開催日の14日前までに管轄消防署へ予防計画を提出してください。なお、予防計画を提出しなかった場合、神戸市火災予防条例に基づき、処罰される可能性がありますのでご注意ください。